

## 申請に対する処分

処分名	自主防災組織資機材整備事業補助金交付決定
根拠法令	奄美市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱
所管課	総務課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる対象者

災害による被害の防止又は軽減を図るため、自主防災活動を積極的に推進し、防災のための資機材を整備する奄美市自主防災組織

#### (2) 申請の方法

自主防災組織資機材整備事業補助金交付申請書（奄美市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第1号様式）に収支予算書（奄美市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第2号様式）を市長に次の書類を添えて提出する。

ア 団体の目的及び組織

イ 団体の構成及び役員

ウ 事業計画書

エ 収支予算書

オ 前年度決算及び事業成績

#### (3) 交付決定の要件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達するため、次に掲げる条件を付する。

ア 補助事業により取得した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

イ 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもつ

て管理するとともに，効率的な運用を図る。

(4) 補助金の限度

1 組織に 1 回とし，1 組織当たり 1 0 万円とする。

2 標準処理時間

1 5 日